

かしま

男女共同参画プランⅡ

— ^{ひと}女性と^{ひと}男性がともに住みやすく、
暮らしやすいまち鹿島をめざして —

第2次 鹿島市男女共同参画基本計画

及び

鹿島市DV対策基本計画

平成27年度～平成31年度

平成27年 4月

佐賀県 鹿島市

〇はじめに

ひとひと
女性と男性がともに住みやすく、

暮らしやすいまち鹿島をめざして

21世紀を迎えた今日、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、鹿島市においても人口減少や少子高齢化、地域経済の活性化などの地域課題に適切に対応していく必要があります。そのためには、女性と男性があらゆる分野において対等なパートナーとして参画し、「住みやすく、暮らしやすいまち鹿島」をめざすことが重要な課題となります。これは、現在、全国の地域が競っている「地方創生」の取り組みの大きな原動力となるものです。

国においても「女性活躍推進法」が国会に提出され、地方自治体や企業に対し、男女共同参画の、より具体的な目標を定めた取り組みが求められることとなりました。

このような状況を背景に、鹿島市では、「かしま男女共同参画プラン(Ⅱ)」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的、積極的に推進することといたしました。これは行政だけの努力で進められるものではなく、学校、企業、各種団体、家庭、地域社会など、市民の皆様と一体となった取り組みを進めることで、男女共同参画社会の実現をめざしてまいりたいと考えております。

このプランの策定にあたっては、貴重なご意見やご提言をいただいた、宮津彰子委員長をはじめとする、鹿島市男女共同参画プラン策定委員の皆様や関係各位に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

平成27年4月

鹿島市長 樋口久俊

「家事場のパパヂカラ」を発揮するイクメンパパ、男女共同参画と声高に叫ばずとも、日々の暮らしで実践している。住みやすく暮らしやすいまちづくりには欠かせない、大切な家庭、家族も一人ひとりが小さな悩みを抱えている方が上手くいくといわれます。

前述のパパも相手のことを考えて行動するからこそ、多くの人に信頼されているのだと思います。それは地域や企業も同じこと、相手の立場を尊重すれば、自ずと言葉も行動も変わってくると思っています。

先日こんな記事を目にしました。『男女共同参画についての講演中に幼児がぐずりだした。すると講師は「来てくれてありがとう、もうすぐ終わるからね」と声をかけ、その後こう続けた。「この企画だからこそ、この光景は当たり前で自然なんです」そのご夫婦はホッとされ、会場には柔らかな空気が流れた』とありました。周りの人たちが同じ立場になって考えられると、声のかけ方も違ってきます。心暖まる瞬間だったことは、想像に難くありません。

今回のこのプラン策定への提言は、策定委員それぞれの思いを加えていただきました。事務局の皆さんに感謝します。一人でも多くの方にこのプランが届き、活用されることを願っています。

平成27年3月

鹿島市男女共同参画プラン策定委員会
委員長 宮津彰子

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨…………… 3
2. 計画の基本理念…………… 3
3. 計画の性格…………… 4
4. 計画の期間…………… 4

第2章 計画策定の背景

1. 世界の動き…………… 6
2. 国の動き…………… 6
3. 佐賀県の動き…………… 7
4. 鹿島市の取り組み…………… 8

第3章 計画の内容

【計画の体系】…………… 10

【基本方向】

- I. 男女共同参画への認識を深め意識の向上を図る…………… 16
- II. 男女の枠を超えた社会参画を推進する…………… 19
- III. 家庭や職場、地域で男女が支えあう環境づくりを推進する…………… 21
- IV. 健康で心豊かな環境づくりを推進する…………… 24
- V. DVのない社会の実現をめざす…………… 29
(鹿島市DV対策基本計画：概要)

第4章 鹿島市DV対策基本計画

1. 基本目標…………… 33
2. 策定の趣旨…………… 33
3. これまでの経過…………… 34
4. 計画の性格と位置付け…………… 34
5. 計画の期間…………… 35
6. 計画策定の視点…………… 35
7. 重点目標…………… 36

第5章 推進体制

1. 推進体制の充実…………… 43
2. 協働による推進…………… 43
3. 国・県・近隣市町との連携…………… 43
4. 企業等との連携…………… 43

参考資料

- ・男女共同参画社会基本法…………… 45
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（案）…………… 53
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律…………… 65
- ・鹿島市男女共同参画プラン策定委員名簿…………… 81
- ・鹿島市民アンケート調査結果…………… ※別冊

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の基本理念
3. 計画の性格
4. 計画の期間

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成11年(1999)6月、男女平等の実現に向け、男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置付け、総合的計画的に推進する「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

鹿島市においては平成16年3月に「かしま男女共同参画プラン」を策定し、平成16年度から平成25年度の計画期間において、男女共同参画のための様々な施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

しかしながら、少子高齢化に伴う人口構成の変化や家族形態の変化や男女の生き方の多様化が進む中で、これまでの男女における偏見や固定的な性別役割分担意識は解消されつつも依然として根強く残っています。

また、暴力の問題も存在し、男女共同参画を実現する上で多くの課題を解決し、改善していかなければいけません。

このような状況をふまえ平成25年度で「かしま男女共同参画プラン」が終了するにあたり1年間の延長を行い、次の計画の策定に向けて平成26年度中に鹿島市男女共同参画プラン策定委員会で審議を重ねてきました。

今回の行動計画の内容は、前プランの考え方を基本に、DVを予防し被害者支援の施策充実など新たな社会的な課題への対応などを総合的に勘案して作成しました。

ここに策定する「第2次鹿島市男女共同参画基本計画(男女共同参画プラン)」は鹿島市が総合的かつ計画的に推進する男女共同参画社会の実現のための施策の展開を総合的体系的にまとめたものです。

2. 計画の基本理念

この計画は、男女共同参画社会基本法第3条から第7条に定められた5つの理念を、基本理念とし施策に反映させ推進します。

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けず、それぞれが能力を発揮する機会が確保されること。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会における制度又は慣行のあり方を考え、中立なものとするように配慮されること。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において政策や方針決定などに参画できる機会が確保されること。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。また、DVの防止、被害者支援の施策を積極的に行う。

⑤ 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行う。

3. 計画の性格

- ① この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。
- ② この計画は、「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍に関する法律）」の趣旨を反映させ、女性の個性と能力が十分に発揮できる環境整備をめざす計画として策定しています。
- ③ この計画は、前「かしま男女共同参画プラン」（平成16年3月策定）の基本的な考え方を継承しています。
- ④ この計画は、国の「男女共同参画基本計画（第3次）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」や「佐賀県男女共同参画基本計画(2011-2015)」、「佐賀県DV被害者支援基本計画（改訂版）」を踏まえ鹿島市総合計画との整合を図りながら策定しました。
- ⑤ この計画は、平成26年9月～10月に住民基本台帳より市民1,000人を無作為抽出して実施した男女共同に関する「市民意識調査」の結果や、鹿島市男女共同参画プラン策定委員会（5回開催）の意見や議論を踏まえて策定しました。
- ⑥ この計画「基本方向（V）」については「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「鹿島市DV対策基本計画」と位置付けます。

4. 計画の期間

計画の期間は、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中に、「佐賀県男女共同参画基本計画(2011-2015)」の改訂や、「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍に関する法律）」の制定に伴う、新しい取り組みへの対応などが見込まれます。

このようなことから、国内外情勢、社会・経済環境情勢の変化や国・県の動向を見て必要があれば、計画期間の中途であっても、本計画の改定、もしくは随時、内容の見直しを行います。

第2章 計画策定の背景

1. 世界の動き
2. 国の動き
3. 佐賀県の動き
4. 鹿島市の取り組み

第2章 計画策定の背景

1. 世界の動き

- 昭和 50 (1975) 年、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」(第1回世界女性会議)で「世界行動計画」が採択され、各国の行動が開始された。この年は「国際婦人年」と定められた。
- 昭和 54 (1979) 年、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択された。これは、「国際婦人の十年」の最大の成果と評されている。
- 平成 7 (1995) 年、北京で「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択された。「行動綱領」では、全世界が男女両性間における平和で公正で人間的な世界を創るという目的達成に向かって、全ての人の緊急かつ集中的な行動が要求された。
- 平成 12 (2000) 年6月、ニューヨークの国際連合本部で、国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、男女平等の実現に向けた 21 世紀の基本路線となる「政治宣言」と、「更なる行動と発議 (イニシアティブ) に関する文書 (成果文書)」が採択された。この中には、あらゆる形態の暴力から女性を保護する目標や、「家事や育児に男性にも女性と同じ責任を共有するよう奨励する」など、男性の関与を強める努力目標が盛り込まれた。
- 平成 20 (2008) 年、我が国は、女子差別撤廃条約の実施のためにとった国内措置等に関する第6回報告を国連へ提出した。
- 平成 21 (2009) 年、前年4月に提出した女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解が公表された。
- 平成 22 (2010) 年3月、第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)が国連本部(ニューヨーク)で開催され、「北京宣言及び行動綱領」、「女性 2000 年会議成果文書」、「北京+10 宣言」を再確認し、これらの完全実施に向けた貢献の強化を国際社会に求める「宣言」が採択された。

2. 国の動き

- 昭和 55 (1980) 年、「女子差別撤廃条約」に署名した。
- 昭和 60 (1985) 年6月、世界で72番目の女子差別撤廃条約の批准国となった。また、「国籍法」の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)の制定及び「労働基準法」の改正等が実現した。
- 平成 11 (1999) 年6月、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられた。

- 平成 12 (2000) 年 1 2 月、「男女共同参画社会基本法」に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定された。
- 平成 13 (2001) 年 4 月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)が制定された。
- 平成 15 (2003) 年 7 月、「次世代育成支援対策推進法」が公布された。
- 平成 16 (2004) 年 1 2 月、「DV防止法」の一部改正を受け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定された。
- 平成 17 (2005) 年 1 2 月、「男女共同参画基本計画」が改定された。
- 平成 19 (2007) 年 4 月、改正された男女雇用機会均等法が施行され、女性に対する差別の禁止が男女双方に拡大され、男性も均等法に基づく調停など個別紛争の解決援助が利用できるようになった。
- 平成 20 (2008) 年 1 月、改正された「DV防止法」が施行された。
- 平成 21 (2009) 年 6 月、仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)が改正され、父親も子育てにより関われる働き方ができるような見直しが盛り込まれた。
- 平成 22 (2010) 年 1 2 月、第 3 次男女共同参画基本計画が策定された。
- 平成 26 (2014) 年 1 0 月、女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)が国会に提出された。(〇〇年〇〇月公布)

3. 佐賀県の動き

- 昭和 60 (1985) 年、佐賀県婦人問題対策審議会の提言を踏まえ、「80 年代佐賀県総合計画」の具体的方策として「佐賀県婦人問題対策の推進方策」が策定された。
- 昭和 63 (1988) 年、青少年女性課に婦人係を新設し、女性行政が進められた。
- 平成 2 (1990) 年、「さが女性プラン 2 1」を策定し、その推進項目であった佐賀県立女性センター「アバンセ」が、平成 7 (1995) 年に開館した。
- 平成 13 (2001) 年、「佐賀県男女共同参画基本計画」(2001-2010)を策定、また、同年「佐賀県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて、県と県民、事業者が一体となって取り組んでいくことが定められた。
- 平成 14 (2002) 年 4 月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 3 条に規定する「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすべき施設として、婦人相談所及び県立女性センターを指定し、相談など被害者への支援が強化された。

- 平成 16（2004）年、女性に対する暴力の根絶を図るため、中・長期的課題について関係機関、団体が検討し、それぞれが行う事業を総合調整する「佐賀県DV総合対策センター」が全国で初めての取り組みとして、アバンセ内に設置された。併せて「佐賀県DV総合対策会議」が設置され、関係機関、団体の連携強化が図られた。
- 平成 17（2005）年、「佐賀県男女共同参画推進連携会議」が創設された。
- 平成 18（2006）年、「佐賀県DV被害者支援基本計画」を策定、「佐賀県男女共同参画基本計画」が改定された。
- 平成 21（2009）年 3 月、「佐賀県DV被害者支援基本計画」を改定し、被害者やその子どもへの精神的・心理的支援のための施策及び若年層に対する啓発教育施策、また、市町の役割を明確に定め、その取り組みを促すこと等が新たに加えられた。
また、「県立女性センター」が「県立男女共同参画センター」に名称変更になった。
- 平成 23（2011）年、「佐賀県男女共同参画基本計画」（2011-2015）が策定された。
- 平成 24（2012）年、性暴力支援センター・さが「さが mirai」が設置された。

4. 鹿島市の取り組み

- 平成 11（1999）年、「鹿島市男女共同参画社会づくり検討委員会」が発足した。
- 平成 13（2001）年 7 月に「鹿島市男女共同参画計画策定懇話会」を発足、検討委員会がそのまま活動を継続することになり、鹿島市の実態を把握するために市民の意識調査を行い、現状と課題について探っていった。
- 平成 15（2003）年 3 月、鹿島市男女共同参画策定懇話会から「鹿島市男女共同参画社会提言書」が提出された。
- 平成 15（2003）年 11 月、「鹿島市男女共同参画計画書策定委員会」が発足した。
- 平成 16（2004）年 3 月、「かしま男女共同参画プラン」が策定された。
- 平成 26（2014）年 3 月、「鹿島市男女共同参画プラン策定委員会」が発足した。
- 平成 26（2014）年 7 月、鹿島市男女共同参画プラン策定委員会を開催した。
- 平成 26（2014）年 9 月～10 月男女共同参画に関する市民意識調査を実施した。
- 平成 27（2015）年 3 月、鹿島市男女共同参画プラン策定委員会を開催（通算 5 回）し「かしま男女共同参画プランⅡ」を取りまとめ鹿島市へ提出。
- 平成 27（2015）年 4 月、「かしま男女共同参画プランⅡ」を策定。

第3章 計画の内容

【計画の体系】

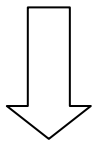
【基本方向】

- I. 男女共同参画への認識を深め意識の向上を図る
- II. 男女の枠を超えた社会参画を推進する
- III. 家庭や職場、地域で男女が支えあう環境づくりを推進する
- IV. 健康で心豊かな環境づくりを推進する
- V. DVのない社会の実現をめざす
(鹿島市DV対策基本計画)

第3章 計画の内容

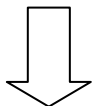
計画の体系

計画の名称	かしま 男女共同参画プラン II
	第2次鹿島市男女共同参画基本計画 及び 鹿島市DV対策基本計画



計画期間	5年間 平成27年度(2015)～31年度(2019) ※必要に応じ中途での改訂や見直しを行う
------	--

基本目標	ひと ひと 女性と男性がともに住みやすく、 暮らしやすいまち鹿島をめざして
------	---



基本方向 (5本の柱)	I. 男女共同参画への認識を深め意識の向上を図る
	II. 男女の枠を越えた社会参画を推進する
	III. 家庭や職場、地域で男女が支えあう環境づくりを推進する
	IV. 健康で心豊かな環境づくりを推進する
	V. DVのない社会の実現をめざす (鹿島市DV対策基本計画)



重点目標	「基本方向(5本の柱)」を踏まえ重点的に推進する目標 (計15項目)
推進項目	「重点目標を実現」するための具体的な施策 (計56項目)
数値目標	「推進項目」の事業で目標を定めて集中して取り組む施策 (計34項目)

○計画の体系 基本方向（Ⅰ）

基本方向		重点目標	推進項目
Ⅰ	男女共同参画への認識を深め意識の向上を図る	1. 家庭生活における男女平等意識の高揚	(1) 男女の相互協力による家庭生活
			(2) 男女平等観に立った家庭教育
			(3) 女性差別と性の商品化の防止
		2. 幼児・学校教育における男女平等意識の形成の推進	(1) 人権・同和教育の強化
			(2) 性別にとらわれず、性の多様化に応じた指導
			(3) 男女平等に配慮した学校運営
		3. 地域社会における固定的な男女の役割意識の改革	(1) 地域活動における男女平等
			(2) 地域の中での家の意識の改革
			(3) 生涯学習における男女平等の推進

○計画の体系 基本方向（Ⅱ）

基本方向		重点目標	推進項目
Ⅱ	男女の枠を越えた社会参画を推進する	1. 政策・方針決定過程への男女の同等な参画の推進	(1) 女性の能力開発・人材育成の推進
			(2) 鹿島市の各種審議会・委員会等への女性委員の登用推進
			(3) 市女性職員の職域拡大・能力開発の推進
		2. 社会活動への男女共同参画の推進	(1) 女性グループやリーダーの育成とネットワーク化の推進
			(2) 男女が共に協力して、地域課題、地域活動・ボランティア活動への参加促進
		3. 企業での女性登用など男女共同参画意識の啓発	(1) 企業・事業所を対象として雇用や人権、男女共同参画に関する研修会や講座の開催
			(2) 意思決定など企業経営の重要な場面での女性参画の必要性の啓発

○計画の体系 基本方向（Ⅲ）

基本方向		重点目標	推進項目
Ⅲ	家庭や職場、地域で男女が支えあう環境づくりを推進する	1. 職場における男女の雇用状況の平等化・適正化の推進	(1) 男女雇用機会均等法の普及啓発・相談体制の充実
			(2) 労働条件の実態把握と男女平等の労働条件確立
			(3) 雇用機会の拡大と職業能力開発の支援
			(4) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
		2. 仕事と家庭の両立支援の促進	(1) 男女の役割分担意識の解消
			(2) 地域社会における仕事と家庭生活の両立支援
			(3) 職場における仕事と家庭の両立支援
		3. 商工自営業・農林水産業での労働環境の改善	(1) 女性の就業条件・労働環境の整備
			(2) 女性の経営能力の向上と女性起業家への支援
			(3) 政策・方針決定過程への女性の参画

○計画の体系 基本方向（Ⅳ）

基本方向		重点目標	推進項目
Ⅳ	健康で心豊かな環境づくりを推進する	1. 市民の健康づくりの推進	(1) 健康診査やがん検診の受診率の向上、保健指導の強化
			(2) 妊娠・出産・育児等に関する健康支援
			(3) 地区組織活動との連携の強化
			(4) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する普及・啓発
			(5) HIV/エイズ、性感染症、薬物乱用防止などの対策の推進
		2. 子育てに関する社会的支援の充実と男女共同参画の推進	(1) 父親の育児への参加促進
			(2) 職場・地域における子育て環境づくり
			(3) 多様な保育サービスの提供
			(4) 放課後児童健全育成事業の充実
			(5) 子育て支援センター事業の充実
			(6) ひとり親家庭の自立支援の推進
			(7) 児童虐待への対応
		3. 高齢者・障がいのある人が安心して暮らせるための支援	(1) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり
			(2) 高齢者の社会参画の支援
			(3) 高齢者の生活支援
			(4) 障がいのある人が暮らしやすいまちづくり

○計画の体系 基本方向（V）

	基本方向	重点目標	推進項目
V	DVのない社会の実現をめざす (鹿島市DV対策基本計画)	1. 暴力を許さないまちづくりに関する意識啓発と情報提供	(1) 市民への幅広い広報・啓発の推進 (家庭、地域、学校教育、幼児教育など)
			(2) 中高生など、若年層に対するDV防止の啓発の推進(デートDV予防など)
			(3) 加害者にならないための意識啓発の推進(特に男性向けのDV予防の意識啓発)
			(4) 高齢者、障がいがある人、外国人に配慮した情報提供(コミュニケーションの弱者対策)
			(5) DVが顕在化しやすい災害時におけるDV防止の啓発の推進(避難所など)
		2. DV被害者発見のための連携や相談体制の充実	(1) DV被害者の発見通報体制の整備(医療、保健、福祉、教育機関等との連携強化)
			(2) 被害者が早期に、安心して相談できる体制づくり
			(3) 複雑化、多様化する案件に適切な相談支援が行えるように、相談員の資質向上
			(4) 高齢者、障がい者、外国人に対する相談体制の充実(コミュニケーションの弱者対策)
			(5) 男性からの相談に対する体制づくり(男性の加害行為や被害への悩み相談など)
		3. DV被害者の安全確保及び自立支援の体制づくり	(1) 保護体制の充実
			(2) 個人情報保護の徹底
			(3) DV被害者の生活再建への支援の充実
			(4) DV被害者の子どもへの支援の充実

【基本方向】

I. 男女共同参画への認識を深め意識の向上を図る

依然として固定的な性別役割分担意識や地域活動の中での自治会役員・役職・行事などにおいて格差がある中で、男女がともにお互いを尊重し、対等な立場でよりよいパートナーシップを築いていくためには社会教育や生涯学習における幅広い学習活動が必要です。

また、男女平等の人格形成上重要な役割を果たしている幼児・学校教育の中であらゆる機会を通じて人権尊重の理念を根付かせ、男女平等意識を育てることが重要です。

男女共同参画社会が「多様な生き方を尊重し、全ての人が職場や地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会」であるという正しい認識を深めていくことが必要です。

【重点目標】

1. 家庭生活における男女平等意識の高揚

【現状と課題】

男女がともにお互いを尊重し、対等なパートナーとして家庭生活を営むためには、家庭生活の中で家事・育児・介護などの活動が、男女の相互協力の中で行われることが大切です。

また、固定的な性別役割分担意識が社会の中にまだ根強く残っており、男女共同参画社会の形成の妨げになっています。そこで家庭内での固定的な男女の役割意識の改革と、男女平等観に立った家庭教育を見直すことが重要であり、家庭教育の中で性別に関わりなく大人も子どもも、家庭の一員としての役割を大切にするような教育が必要です。

【推進項目】

(1) 男女の相互協力による家庭生活

- ①男女が共に家庭生活を営む上で、お互いが平等であるという認識を持ち、家事・育児・介護などに対して責任を分かち合う意識の変容を図る。
- ②この「男女共同参画プラン」の普及を図るとともに、フォーラムやシンポジウムの開催、広報媒体による市民意識の啓発に努める。

(2) 男女平等観に立った家庭教育

- ①男女共同参画の視点に立った家庭の在り方や家庭教育について考え、家族間で学び合うことのできる環境づくりをする。
- ②情報の提供や学習・活動の機会作りを図る。

(3) 女性差別と性の商品化の防止

- ①女性差別や性の商品化が女性に及ぼす影響などについて、啓発活動を図る。
- ②青少年にとってより良い社会環境づくりを目指し、インターネットの正しい使い方など ICT 教育の充実や PTA、市青少年育成市民会議関係者と協力しながら情報モラルの向上に努める。

2. 幼児・学校教育における男女平等意識の形成の推進

【現状と課題】

男女平等の人格形成上重要な役割を果たしている幼児・学校教育の中で、あらゆる機会を通じて人権尊重の理念を根付かせ、男女平等意識を育てることが必要と思われます。そこで教職員・保護者・教育にかかわる人々に対して、十分な男女平等教育を行う必要があります。更に、子どもたちが自立していくために、男女に関わりなく意思表示や意思決定を自分の力でできるよう育てることが重要です。また、いろいろな場面において、固定的な性別役割分担を助長しない配慮や必要以上に男女を分ける習慣・慣行の見直しが重要です。

【推進項目】

(1) 人権・同和教育の強化

- ①憲法 14 条「すべての国民は、法の下に平等であって、人種・信条・性別・社会的身分・門地により、政治的・経済的・社会的関係において、差別されない。」のもとに人権尊重の意識づくりに努める。
- ②保育・学校教育において、様々な人権教育をカリキュラムに取り入れることで、男女平等意識の育成・啓発を図る。
- ③人権に関わる問題として、発達段階に応じた性教育及び HIV 等に関する学習や研修会を実施し、正しい理解と予防を推進する。

(2) 性別にとらわれず、性の多様化に応じた指導

- ①子ども一人ひとりが学習の主体者であるという観点に立ち、児童生徒の個性と創造性を伸ばすため、自ら学ぶ意欲を高める教育を進める。
- ②男女という性にこだわらず、個人を尊重した教育相談にあたり、望ましい職業観・勤労観に立った進路指導に努める。

(3) 男女平等に配慮した学校運営

- ①学校における男女平等教育を推進するため、教職員を対象とした研修の充実や指導教材の活用を図る。
- ②児童生徒へのセクハラ防止を徹底するとともに、教職員のセクシュアル・ハラスメント防止の研修を実施し、カウンセラー等の相談体制を整備する。
- ③教職員の男女構成の不均衡を是正し、公務の適正な分担を図る。

3. 地域社会における固定的な男女の役割意識の改革

【現状と課題】

地域社会においては、男女の格差が明確に現れている現状があります。依然として地域活動の中では区役・役職・行事などにおいて男女差があり、また、企業等では賃金・仕事内容にも差別の割合が高くなっています。地域において男女がよりよいパートナーシップを築いていくためには、社会教育や生涯学習における幅広い学習活動が必要です。各種広報を通じて積極的な啓発

を行うことや地域社会の中で学習に取り組めるような環境・機会を提供し、家庭・学校・地域社会が一体となっていくような学習や教育活動を提供し、固定的な男女の役割意識の改革を進めていく必要があります。

【推進項目】

(1) 地域活動における男女平等

- ① 人々の中に長い時間をかけて形成されてきた慣習・慣行の中で、出不足金や役員の選任などの男女格差を早急に解決するために、男女平等に立った学習の機会を設ける。
- ② 区長会など自治会組織において男女平等の研修会を開催し、地域・公民館活動への波及を図る。

(2) 地域の中での家（家父長意識、家督相続意識等）の意識の改革

- ① 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を改革するため、啓発誌の発行による広報活動、各種セミナーの開催など、あらゆる機会を利用しての啓発活動などを継続して行う。

(3) 生涯学習における男女平等の推進

- ① 今日の多様化・高度化したニーズに対応するため、関連図書や資料、DVD やビデオなどの収集・展示・貸出を行い、広く情報の提供を行う。
- ② 子どもからお年寄りに至るまで、市民一人ひとりに向けた男女平等を推進する。
- ③ 人権学習会・地区別懇談会・男女共同参画フォーラムやシンポジウムを開催し、身近なところで、いつでも、楽しく男女共同参画について学べるよう、家庭・学校・企業・地域社会が一体となって、生涯学習の充実を図るよう努力する。

【目標を定めて5年間で集中して取り組む政策】

※計画期間は平成27～31年度

施策名		目標・指標等
1-(1)	男女共同参画を学ぶ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権・同和教育の充実と教育の場の提供 ・ 各種団体等への情報提供、講演会参加の呼びかけ（毎年） ・ 市報や HP での法令や講演会や催し物の情報提供（随時） ・ 講演会、学習会の開催（毎年）
1-(2)		
1-(3)		
3-(1)		
3-(2)		
3-(3)		
2-(1)	保育・教育関係者の意識を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の研修 ・ 保育所・幼稚園・認定こども園における教育者の研修 ・ 進路指導の充実
2-(2)		
2-(3)		

【基本方向】

Ⅱ. 男女の枠を超えた社会参画を推進する

我が国では、人口減少・少子高齢化が急速に進んでおり、特に鹿島市のような地方においては、行政サービスや地域社会の継続的な維持にも大きな影響を及ぼすことが懸念されています。このような状況を背景に、男女の枠を超えた社会参画が、行政、地域、民間企業を問わず求められており、特に社会のあらゆる分野での女性の参画と能力活用が、これからの地域社会や地域経済を支えるために不可欠となっています。

また、国においては「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」の制定も進められており、官民を問わず事業主としての役割が重要になっています。

【重点目標】

1. 政策・方針決定過程への男女の同等な参画の推進

【現状と課題】

鹿島市が設置する審議会・委員会などで女性委員が占める割合は、平成26年4月現在15.2%となっています。また、平成27年4月現在、市職員で女性は、全職員の36.0%を占めていますが、女性役職員の割合は、部課長級7.1%、課長補佐級20.7%、係長級28.3%、全役職員に占める女性役職職員は、21.4%となっています。女性職員の割合が増加する中で、公務に対する男女の機会均等の環境整備や、責任と意欲、意識改革が求められています。

【推進項目】

(1) 女性の能力開発・人材育成の推進

①男女による研修機会や自己啓発に格差が生じないように機会均等の徹底

(2) 鹿島市の各種審議会・委員会等への女性委員の登用推進

①女性委員不在の審議会・委員会などの解消

②可能な限りひとりの女性が複数の審議会・委員会の委員を兼務することの解消

③委員構成の見直し、人材の発掘・確保を推進

(3) 市女性職員の職域拡大・能力開発の推進

①公務における男女共同参画における職員の意識改革

②職員個々の能力、適正に応じた計画的な人材育成と適材適所の人事配置

③地方公務員法に定める、平等主義、成績主義に基づく役職職員の登用

2. 社会活動への男女共同参画の推進

【現状と課題】

趣味やサークル活動をはじめ、様々な地域活動、ボランティア活動、伝承芸能、各種イベントなどで女性の役割はますます重要になっています。これらの地域コミュニティを担う女性グループやリーダーの育成と連携（ネットワーク化）が不可欠となっており、男女が共に社会活動への参画意識を持つことが重要となっています。

<p>【推進項目】</p> <p>(1) 女性グループやリーダーの育成とネットワーク化の推進</p> <p>①女性グループや個人が活動できる施設や設備の整備（地区公民館、市民交流プラザ、産業活性化施設など）</p> <p>②情報提供や交流の場づくりなどを支援し、活動の輪を広げる</p> <p>(2) 男女が共に協力して、地域課題、地域活動・ボランティア活動への参加促進</p> <p>①防災問題、ごみ環境問題など深刻化する地域課題への対応</p> <p>②地域行事、伝承芸能のなど地域コミュニティの維持</p> <p>③地域での子供や高齢者の見守りなど</p>
--

3. 企業での女性登用など男女共同参画意識の啓発

<p>【現状と課題】</p> <p>鹿島市でも人口減少、少子高齢化の進行などで若者の就労人口が減少しており、地域経済を支える民間の企業経営でも、女性の人材育成、能力活用は重要な課題となっています。</p>
<p>【推進項目】</p> <p>(1) 企業・事業所を対象として雇用や人権、男女共同参画に関する研修会や講座の開催</p> <p>(2) 意思決定など企業経営の重要な場面での女性参画の必要性の啓発</p> <p>①働くことや仕事に対する意欲の高い女性を積極的に登用し、能力を発揮してもらおうという企業の自主的な取り組み（ポジティブ・アクション／積極的改善措置）の実践の働きかけを行う</p>

【目標を定めて5年間で集中して取り組む政策】		※計画期間は平成27～31年度
	施策名	目標・指標等
1-(2)	鹿島市の審議会・委員会・協議会等での女性委員の割合の拡大	平成31年までに30%以上を実現
1-(2)	女性委員不在の審議会・委員会・協議会などの解消	平成31年度までに解消する
1-(3)	鹿島市職員の役職職員（部長、課長、課長補佐、係長、主査）における女性職員の割合を、全職員に占める女性職員の割合に近づける	女性役職職員の割合の目標を30%とする（平成31年度までに） 状況を公表する（毎年）
1-(3)	研修機会や職責について男女の機会均等を徹底し、職員間の格差をなくす（女性職員のキャリアアップを支援）	女性職員の計画的な研修、業務企画やプロジェクトへの参加などキャリアアップの支援を行う（随時）
3-(1) 3-(2)	企業・事業所を対象に、雇用、人権、男女共同参画に関する研修会や講座の開催	平成27年度から、少なくとも2事業所で開催する（毎年）
1, 2, 3	「みんなの集い」など、全市的に男女共同参画に関する啓発の事業を実施する	事業内容を見直しながら実施する（毎年）

【基本方向】

Ⅲ. 家庭や職場、地域で男女が支えあう環境づくりを推進する

鹿島市においては、今回の市民意識調査の結果にもあるように、男性の家事・育児への参画は十分とは言えず、半数以上が家庭での家事・育児は女性の役割だと認識されています。

また、職場においても、管理職などの役職や賃金において男女の格差があり、「女性は補助的な仕事が多い」という現状もあります。

家庭、地域、職場で、男女の固定的な性別役割分担の意識から脱却して、男女が、個人の人格と能力で、共に責任を担い、正当に評価され、正当な報酬を得るという、男女共同参画の意識を根付かせるための取り組みが必要となっています。

このことが、特に女性の能力開発と社会進出を促し、地域経済や社会の活性化に資すると考えられます。

【重点目標】

1. 職場における男女の雇用状況の平等化・適正化の推進

【現状と課題】

男女が性別にかかわらず各々の能力と個性を生かすためにも、企業経営者や事業主並びに従業員への男女平等関連法の周知徹底が必要です。そこで、職場において男女共同参画社会の形成に向けて理解を促すとともに、意識啓発を行うことが引き続き肝要です。これまでの調査によれば「管理職は男性が多い」「男女の賃金差がある」という結果があり、職場においても依然「女性は補助的な仕事が多い」との回答も多く職種による差も感じられます。

しかしながら、男性の育児休暇の必要性や女性の結婚・出産退職の慣行などについては、改善されつつあります。

【推進項目】

(1) 男女雇用機会均等法の普及啓発・相談体制の充実

①雇用主や労働者の意識改革を促進するための関連法の資料提供や普及啓発を図る。

(2) 労働条件の実態把握と男女平等の労働条件確立

①男女が等しい労働条件で働けるように、ハローワークと連携した取り組みをする。

②各事業所におけるワークライフバランスの推進を図る。

(3) 雇用機会の拡大と職業能力開発の支援

①女性の参画を促進するために、労働の意義やライフプラン等各種セミナーを開催する。

(4) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

①セクシュアル・ハラスメントを考え、防止についての意識啓発を図るセミナーを開催する。

2. 仕事と家庭の両立支援の促進

【現状と課題】

これまでも、男女が共同生活を営む上で、制度や慣習にとらわれず、個人の尊重の上に家族が成り立つ社会を目指してきました。しかしながら今回の意識調査でも、狭義での『家事』については7割以上が主として女性が担っているという現状がみられます。また、『育児』についても、約半数が女性の役割だと意識されています。

これらは、労働の場における環境づくりとも密接な関係があり、女性が仕事と家庭を両立していくためには、このような役割分担意識の解消を図り、家庭的責任を男女がともに担うという意識の啓発、育児・介護等に対する社会的支援体制の充実、長時間労働の解消などを積極的に進めていくことが重要です。

【推進項目】

(1) 男女の役割分担意識の解消

- ①仕事と家庭の両立を支援するために、働く女性の妊娠・出産などに関わる環境整備や、男性労働者への育児・介護休暇などの取得の奨励に努める。
- ②企業や労働者に対し、男女共同参画セミナーを積極的に開催し、家事・育児・介護の責任を男女がともに担い、男女共生意識の啓発を図る。

(2) 地域社会における仕事と家庭生活の両立支援

- ①生活に密着した料理教室・育児教室などの体験型学習講座を開設する。
- ②子育てについて市民のニーズにあった各種保育サービスの整備充実を図る。

(3) 職場における仕事と家庭の両立支援

- ①職場での男女を対象にした育児・介護休業制度の普及・定着を進めるための啓発を行う。
- ②企業に対して、時間外労働や休日など労働時間の改善を指導・啓発する。

3. 商工自営業・農林水産業での労働環境の改善

【現状と課題】

経済構造が大きく変化していく中で、未だに農林水産業及び自営業における労働・経営は、固定的な性別役割分担意識や慣習のために、家族従事者として果たしている役割の重要性が、正當に評価されていない面があります。

また、不規則な労働時間により、仕事と家事の区別がしにくく、その評価と報酬を十分に得ているとは言い難い状況です。自営業・農林水産業で働く家族は、その役割を正しく認識し、評価するとともに、家族経営協定を結び、男女ともに働きやすい環境を整備することが重要です。

【推進項目】

(1) 女性の就業条件・労働環境の整備

- ①無償労働を解消するために、家族経営協定の推進・啓発に努める。
- ②魅力ある就業環境の整備を図り、後継者育成や女性と男性のパートナーシップの確立を目指す。

(2) 女性の経営能力の向上と女性起業家への支援

- ①女性農業者に、地域社会や農業経営への参画を促進するとともに、農村女性リーダーをはじめとする経営感覚に優れた女性経営者を育成する。
- ②新規に事業を開始しようとする者へ、県の起業家等支援貸付（独立開業資金）を行い独立開業を支援する。
- ③経営の安定化・円滑化・活性化を支援するため、県制度金融の各種貸付制度についての広報に努める。

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画

- ①商工自営業や農林漁業に従事する女性の政策・方針決定過程への参画が進みやすい環境の醸成を図る。
- ②農業委員において女性就業者や青年農業者の立候補を促す環境づくりをすすめる。
- ③商工団体・各種農林漁業団体などへの女性登用促進の働きかけ。

【目標を定めて5年間で集中して取り組む政策】

※計画期間は平成27～31年度

	施策名	目標・指標等
1-(4)	セクシュアル・ハラスメントの防止対策	セクシュアル・ハラスメントの防止に関する人権学習会等の開催
2-(1)	男女共同参画セミナーの開催 人権学習会の充実	男女共同参画セミナー開催の定例化及び人権学習会の充実と参加者増を図る
2-(2)	料理教室・育児教室の開催・開設	男の料理教室の充実、及び育児教室への男性の参加を推進
2-(3)	企業・事業所へ労働時間改善のための指導・啓発	企業・事業所への男女参画に関する研修会や講座開催の定例化を進める
3-(1)	家族経営協定の啓発・推進	平成16年 30件から平成25年 54件に推移している。5年後に15件の締結増を図る
3-(2)	女性経営者・起業家への支援策の推進	支援策の広報活動を充実し、経営の安定化・円滑化・活性化を支援

【基本方向】

IV. 健康で心豊かな環境づくりを推進する

少子高齢化の進行や核家族の増加等に伴いライフスタイルが多様化してきています。そのため男女がお互いを理解しながらの健康づくりや、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の観点から仕事と家庭における子育てを両立できる支援や環境の整備が求められています。

また高齢者・障がいのある人が地域との関わりの中で安心して暮らしていくための社会的・経済的・精神的な自立支援や介護の問題も男女共同の意識を持って取り組むことが重要となっています。

【重点目標】

1. 市民の健康づくりの推進

【現状と課題】

男女が、お互いの体の違いを理解しながら、相手に対する思いやりを持ち、尊重することが大切です。特に、女性には、妊娠出産の可能性があり、安全安心に出産や子育てができるよう、男女ともに認識を深めるとともに、支援体制を整備する必要があります。また、男女とも生活習慣病が大きな健康問題となっており、今後は、住民の健康づくりを推進するなかで、ライフステージや性別で異なる課題に対応した支援を推進していく必要があります。

【推進項目】

(1) 健康診査やがん検診の受診率の向上、保健指導の強化

- ① ライフステージに応じた健康診査やがん検診、保健指導の実施、特に、女性に特有な子宮・乳がん検診や男性に特有な前立腺がん検診の推進

(2) 妊娠・出産・育児等に関する健康支援

- ① 健康診査や相談などの母子保健対策の充実
- ② 不妊治療費の助成や相談体制の整備
- ③ 休日や夜間の小児の診療の確保

(3) 地区組織活動との連携の強化

- ① 食生活改善推進員や母子保健推進員との連携による地域や家庭での健康づくりの普及・啓発・実践

(4) リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する普及・啓発

- ① リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方を浸透させるために、男女とも妊娠・出産への理解を深め、互いの意思を尊重し、生涯にわたる健康の維持・増進を図ることができるよう啓発に努める

(5) HIV／エイズ、性感染症、薬物乱用防止などの対策の推進

2. 子育てに関する社会的支援の充実と男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画の実現のためには、男女がともに「仕事と生活の調和」の観点から仕事と家庭における子育てを両立できる支援や環境の整備が求められています。一方で、家事・育児は女性の仕事と考えている男性が少なくなく、そのことへの男性の参画が求められています。社会構造・家庭環境が大きく変わっていく中で、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長していくためには、市民、地域、職場、行政等が協力して、環境を整備することが重要です。

【推進項目】

(1) 父親の育児への参加促進

- ①父親の育児への参加に推進
- ②マタニティスクールへの夫婦の参加促進
- ③子育て中のパパママ同士の交流促進

(2) 職場・地域における子育て環境づくり

- ①仕事と生活の調和が実現し誰もが多様な働き方が選択できる社会に向けての取り組み
- ②育児休業制度や短時間勤務制度の利活用に関する広報・啓発活動の推進
- ③地域住民による子どもたちや子育て中の家庭への支援や交流

(3) 多様な保育サービスの提供

- ①休日保育・延長保育・一時預かり、障がい児保育など保護者のニーズに対応した保育内容の充実
- ②病児・病後児保育についての適切な対応
- ③一時的に子どもを預かる託児サービスの取り組みを促進
- ④育児への不安解消のため、関係機関と連携した相談業務の充実や情報提供

(4) 放課後児童健全育成事業の充実

- ①放課後児童クラブのための教室又は施設の確保と、受け入れ拡大のための施設整備や支援員の確保
- ②放課後や週末に子どもたちの安全・安心な居場所を提供し、児童の健全育成を図る放課後子ども教室の促進

(5) 子育て支援センター事業の充実

- ①子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助
- ②常設ひろばの開設による子育て支援
- ③親子遊びや子育て情報など種々の内容を盛り込んだサークルの開催
- ④少子化や就労形態の多様化に対応し、気軽に子育ての相談ができる体制づくり
- ⑤自主的な子育てサークルの育成と活動の支援
- ⑥幼児期の心身の健やかな発達を促進するため、関係機関との連携による子育て支援

(6) ひとり親家庭の自立支援の推進

- ①児童扶養手当や医療費助成、資金貸付等の経済的支援
- ②母子・父子自立支援員等による生活支援、就業支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努める
- ③母子家庭に加え父子家庭に対する家事援助、育児支援等の生活支援の拡充

(7) 児童虐待への対応

- ①地域の関係機関との連携及び情報収集・共有による虐待の予防
- ②養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の早期発見と早期対応を行う
- ③児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、早急に支援を求める等、関係機関との連携強化に取り組む

3. 高齢者・障がいのある人が安心して暮らせるための支援

【現状と課題】

急激な人口の高齢化は、社会全体に大きな影響を与えています。鹿島市の実態を見てみると、平成26年9月末日現在の65歳以上の人口は8,613人で、高齢化率は27.9%となっており、約3.5人に1人が高齢者です。また、鹿島市の人口は年々減少傾向にあるにもかかわらず、障がいの重度化・重複化や障がいのある人の高齢化（65歳以上が74%）が進んでいます。そこで高齢者・障がいのある人が地域との関わりの中で安心して暮らしていくためには、社会的・経済的・精神的な自立支援や地域ケア体制の推進とあわせて、ノーマライゼーションの意識啓発が必要です。

【推進項目】

(1) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

- ①セミナー・料理教室などの開催（性別役割分担解消推進）
- ②生活相談・健康相談の実施や教養娯楽及び交流の場の充実（鹿島市民交流プラザ）
- ③高齢者教室や出前講座などの開催を通して、孤立化の防止
- ④一人暮らしの高齢者に対して地域見守り体制の構築

(2) 高齢者の社会参画の支援

- ①生涯学習の場の提供やボランティア活動などによる社会参画促進
- ②老人クラブやゆめさが大学などで得た知識やネットワークを利用した社会貢献や生きがいにつなげる取り組み
- ③高齢者の知識や経験を生かし、臨時的・短期的な就業機会の確保・提供を目的としたシルバー人材センターへの助成や支援

(3) 高齢者の生活支援

- ①介護保険の対象とならない高齢者に対し訪問指導などによる健康的生活の支援や効果的な介護予防の推進

②要介護高齢者が住み慣れた地域の中で生活を維持できるよう家族介護者まで含めた支援や地域住民の理解の醸成

③住宅改修・紙おむつなどの費用の一部助成、配食・外出支援・軽度生活援助・グループリビングの支援、生きがいデイサービスの推進や緊急通報体制の整備

(4) 障がいのある人が暮らしやすいまちづくり

①啓発・広報活動の充実

障がいについての正しい知識を広め、福祉教育やさまざまな機会を通じ、広報・啓発活動の充実に努める。ユニバーサル・デザインの視点から、誰もが利用しやすく参加しやすい環境づくりを促進する。

②保健・医療の充実

障がいなどの予防と早期発見、療育、治療、医学的リハビリテーションにより、健やかな暮らしを支える。

③療育・教育体制の充実

障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制の整備や障がいのある児童生徒やその家族等に対する相談・支援体制の充実に努める。

④雇用・就労の促進

関係機関との連携を図りながら、一般就労はもとより、福祉的就労も含め、一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援と就労機会の充実に努める。

⑤生活支援サービスの充実

障がいのある人とその家族に対する相談支援の充実に努めるため、相談支援体制の確立とケアマネジメント体制の充実に努める。障がいのある人の自立と社会活動を促進するため、計画的な障害福祉サービスの提供体制を整備するとともに、サービスの質の向上に努める。

⑥生活環境の整備・充実

社会福祉施設、公共施設の整備・改善に努める。障がいの特性に配慮した住環境整備、生活圏拡大のための移動手段の確保により、社会活動を促進。さらに、安心して生活を送ることができるよう、防犯・防災体制の充実に努める。

⑦スポーツ・生涯学習、社会活動への参画の促進

障がいのある人の文化、スポーツ・レクリエーション活動に対する支援や生涯学習の機会の充実に努める。聴覚や視覚などに障がいのある人に対するコミュニケーション手段を確保し、社会活動・自立を促進する。

【目標を定めて5年間で集中して取り組む政策】

※計画期間は平成27～31年度

施 策 名		目 標 ・ 指 標 等
1-(2)	妊娠・出産・育児等に関する健康支援	若年妊産婦など養育支援の必要な家庭への訪問強化（随時）
2-(1) 2-(5)	新米パパ、新米ママを対象とした子育て講座の開催	子育てサークルや赤ちゃん相談等の機会を利用して子育てワンポイント講座を行う（毎年）
2-(7)	児童虐待防止啓発活動の充実	市民を対象とした研修会や地区別懇談会などで啓発を行う。また、教職員、保育士等を対象に研修計画を立て、研修を実施する（毎年）
3-(2)	高齢者の社会参画の支援	介護予防や生きがいづくりを目的とした自主サークルの立ち上げ
3-(3)	高齢者の生活支援	認知症サポーター養成講座受講者数 3,000人（平成31年度までに）
3-(4)	雇用・就労の促進	関係機関との連携により、H29年度の年間一般就労者数の目標を5人とする

【基本方向】

V. DVのない社会の実現をめざす（DVを予防し被害者支援の施策充実）

【鹿島市DV対策基本計画：概要】

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、犯罪行為を含む重大な人権侵害で、見逃すことはできません。DVの被害者は多くが女性であり、被害者の個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。鹿島市においても、DVの予防・防止のための啓発、DV被害者への支援など、あらゆる暴力を許さないまちづくりを推進します。

【重点目標】

1. 暴力を許さないまちづくりに関する意識啓発と情報提供

【現状と課題】

平成26年9～10月に市が実施した、DVに関する「市民アンケート」によると、年に数回（3.1%）、週に1回以上（0.5%）という頻度で、女性が配偶者等から命の危険を感じるぐらいの暴力を受けた経験があると回答しており、激しい暴力が日常的になっているような憂慮される事態があります。早期発見や支援につなげるためにも、具体的にどのようなことがDVに該当するのか等、なお一層の意識啓発と情報提供を行っていく必要があります。

【推進項目】

（1）市民への幅広い広報・啓発の推進

- ①「女性に対する暴力をなくす運動」強化週間において広報・啓発活動を推進
- ②家庭や地域社会、学校教育、幼児教育の場で、命の大切さや人を思いやる心を養う教育を行う。

（2）中高生など、若年層に対するDV防止の啓発の推進

- ①中・高校生及び大学生等の若年層を対象として、デートDV予防教育を行う。

（3）加害者にならないための意識啓発の推進

- ①加害者になるのは男性が多いことから、男性向けのDV予防の意識啓発に努める。

（4）高齢者、障がいがある人、外国人に配慮した情報提供

- ①外国語版、点字版などによる情報提供・広報・啓発活動に努める。

（5）DVが顕在化しやすい災害時におけるDV防止の啓発の推進

- ①避難所等でもDVを予防するための取組みを行う。

2. DV被害者発見のための連携や相談体制の充実

【現状と課題】

被害者の早期発見のためには、市民に対しDVに関する啓発と相談窓口の周知を行うとともに、DV被害を発見しやすい立場にある医療機関や、保健、福祉、教育機関との協力・連携体制が必要です。DV防止法第6条で、DV被害者を発見した者は、その旨を通報するよう努めなけ

ればならないとされています。平成26年9～10月に実施した「市民アンケート」によると、被害者が早期に相談できる身近な相談窓口の確保を求める声が、約8割と高い数値がでています。

【推進項目】

(1) DV被害者の発見通報体制の整備

- ①相談に対する体制の整備や通報がしやすい体制の整備を図る。
- ②医療、保健、福祉、教育機関等との連携強化
- ③被害者保護の正しい理解や通報の義務についての啓発

(2) 被害者が早期に、安心して相談できる体制づくり

- ①DV相談窓口を設置し、相談員等による電話相談や面接相談を実施。
- ②チラシ等による広報、ホームページ等の掲載等により周知相談窓口の周知を図る。

(3) 複雑化、多様化する案件に適切な相談支援が行えるように、相談員の資質向上

- ①支援に携わる職員の専門知識の習得や研修の充実に努める。
- ②適切な相談支援が実施できるよう相談員の技術向上に努める。
- ③DVの二次被害防止のため、情報を共有するとともに、関係職員の資質の向上に努める。

(4) 高齢者、障がいがある人、外国人に対する相談体制の充実

- ①事前の相談体制の整備や、関係機関との連携等により、安心して相談できる体制づくりに努める。

(5) 男性からの相談に対する体制づくり（男性の加害行為や被害への悩み相談など）

- ①DV被害男性からの相談を受ける相談体制の整備
- ②加害行為に悩む男性からの相談を受ける受入体制の整備

3. DV被害者の安全確保及び自立支援の体制づくり

【現状と課題】

被害者とその子ども等の安全確保は第一の優先課題であり、関係機関は連携・協力しながら、それぞれに求められる役割を的確に果たす必要があります。被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合や、着の身着のまま家を飛び出し、助けを求めてくることもあり、被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくありません。そこで、配偶者暴力相談支援センター、警察等関係機関の間で、連絡体制や加害者からの追跡への対応等について、情報の共有と情報管理の徹底に努める必要があります。

【推進項目】

(1) 保護体制の充実

- ①避難場所の提供や必要に応じた同行支援の実施。
- ②警察との連携による安全確保

(2) 個人情報保護の徹底

- ①被害者情報の保護・管理の徹底

(3) DV被害者の生活再建への支援の充実

- ①被害者自身が適切に問題を解決できるよう切れ目なく支援を行う。
- ②無料法律相談などを利用し、被害者が抱える問題の解決に導き、自立に向けた支援を行う。
- ③各種制度を活用することができるよう適切な情報提供や手続き支援を行う。

(4) DV被害者の子どもへの支援の充実

- ①心のケアや発達について、被害者と一緒に考え寄り添う。
- ②被害者の子どもの安全確保について、加害者への対応方法を明確にし、学校や保育所等との連携をさらに強化する。
- ③被害者の子どもの就学について、情報の取り扱いに配慮する。

【目標を定めて5年間で集中して取り組む政策】

※計画期間は平成27～31年度

	施策名	目標・指標等
1-(1)	広報・情報提供の充実	市報やホームページを活用し、相談窓口の周知など広報と情報提供を行う（毎年）
1-(2~5)	加害者・被害者にならないための啓発活動の充実	市民や企業対象の人権学習会、地区別懇談会などの機会に啓発を行う（毎年）
1-(1)	DVに関する市職員研修の実施（パワハラ、セクハラ防止研修などと連携）	関係各課で連携し計画的な職員研修を実施する（毎年研修計画を策定して実施）
2-(1)	教職員、保育士等を対象に、被害者保護に関する研修の開催	研修計画を立て実施する（毎年）
2-(2)	誰もが安心して相談できる体制の充実	福祉事務所、人権・同和対策課などの連携を図り相談体制の見直し（平成27年度に実施）
2-(2)	相談窓口の周知を図る	公共施設・民間施設への啓発カードの設置推進（平成27年度に実施）
3-(1)	DV被害者の保護体制の充実	避難場所の提供や必要に応じた同行支援の実施
3-(3~4)	DV被害者の生活再建への支援の充実 DV被害者の子どもへの支援の充実	就労支援員による就労支援の実施 関係機関との連携により、心のケアについて支援を図る

第4章 鹿島市DV対策基本計画

DVのない社会の実現をめざす

— DVを予防し被害者支援の施策充実 —

1. 基本目標
2. 策定の趣旨
3. これまでの経過
4. 計画の性格と位置付け
5. 計画の期間
6. 計画策定の視点
7. 重点目標
 - (1) 暴力を許さないまちづくりに関する意識啓発と情報提供
 - (2) DV被害者発見のための連携や相談体制の充実
 - (3) DV被害者の安全確保及び自立支援の体制づくり

鹿島市DV対策基本計画

1. 基本目標

DVのない社会の実現をめざす

— DVを予防し、被害者支援の施策充実 —

2. 策定の趣旨

ドメスティック・バイオレンス（配偶者及び交際相手等からの身体的・心理的・性的暴力等。以下、「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害で、決して見過ごすことはできません。

こういった行為は、多くが家庭内で行われるため、外部の目に触れにくく、潜在化し、加害者に罪の意識が薄いという傾向があるために、暴力がエスカレートし、長期化、深刻化してしまうという特性があります。

内閣府が平成23年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、配偶者からの被害経験では、約4人に1人が、身体的、心理的、性的暴力のいずれかを一度は受けた経験があるとしています。女性の被害経験では、約3人に1人は配偶者から被害を受けたことがあり、約10人に1人は何度も受けているとの結果となっています。

平成13（2001）年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定以後、DVの防止と被害者の支援にむけてさまざまな取り組みが進められていますが、被害を受けた女性の約4割は「どこにも相談していない」との結果となっています。

DVは、被害者やその子ども達の心身に深い傷を残し、社会全体にも深刻な悪影響を及ぼすものです。また、DVの被害者の多くは女性であり、その背景には、性別による固定的な役割分担意識や暴力を容認する意識があり、それは被害者の個人尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

また、暴力による恐怖感や無力感等から暴力を受けている現状を受忍している場合が多く、公的機関に相談する人の割合が非常に少ない状況です。

更に近年は、交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」も問題となっています。

これらのことから、鹿島市においても、これまで以上に配偶者や交際相手等からの暴力の防止や被害者の保護、自立支援を総合的・計画的に推進してまいります。

3. これまでの経過

(1) DV防止法の制定

国においては、このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年4月13日法律第31号 以下、「DV防止法」という。)が平成13年4月に公布、平成13年10月に一部施行、平成14年4月から全面施行されました。

長い間、家庭の中の問題、個人の問題とされてきた配偶者に対する暴力が、犯罪であり、人権侵害であると位置づけられました。被害者への救済及び支援の道筋がつけられ、DVの防止と被害者の保護は国や地方公共団体の責務であると明示されました。

(2) 行政(国・県・市町村)の責務

平成16年の法改正では、DVの定義に「心身に有害な影響を及ぼす言動」を追加、保護命令対象に被害者の子どもも含めるとともに、国における基本方針の策定及び都道府県の基本計画の策定が義務づけられました。

さらに平成19年の法改正では、脅迫を受けた被害者の保護や、被害者への電話、電子メールの禁止など保護命令制度を拡充、市町村に対して、支援センターを努力義務とすることが盛り込まれ、平成20年1月施行されています。また、都道府県のみ義務づけられていた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定を、市町村の努力義務とすることが定められました。

さらに、平成25年の法改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となり、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と改められました。

(3) 鹿島市の取り組み

鹿島市においても、被害者やその子ども達への精神的支援のための施策や、若年層への予防教育及び、昨今問題となっているデートDV(交際相手からの暴力)に対する意識啓発施策等、この趣旨に基づく諸施策の推進を通じて、人権尊重に対する意識を社会に浸透させ、男女共同参画社会の実現に向け、女性に対するあらゆる暴力を許さないまちづくりに努めていきます。

4. 計画の性格と位置付け

(1) 本計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく基本計画です。

(2) 本計画は、DV防止法第2条の2第1項に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」や、同法第2条の3第1項に定める「佐賀県DV被害者支援基本計画」の内容を勘案したものです。

(3) 鹿島市においては、今回、改訂を行う「第2次鹿島市男女共同参画行動計画（男女共同参画プラン）—女性（ひと）と男性（ひと）が輝く鹿島をめざして—」の新しい項目（5本の柱のひとつ）として「鹿島市DV対策基本計画」を定めるものです。

(4) この計画は、市福祉事務所、生涯学習課、人権・同和対策課など庁内関係部署が連携を強化し、外部の関係機関とも協力して確実な実施を図っていくものです。

(5) 市民の皆さまには、この計画の推進についての理解と協力を期待するものです。

5. 計画の期間

この計画は、平成27年度（2015）から平成31年度（2019）までの5年間を計画期間とします。

ただし、法律及び国の基本方針や県の基本計画が大きく見直された場合、あるいは新たに盛り込むべき事項が生じた場合は、社会情勢の変化等に応じて、必要があれば内容の見直しを行います。

6. 計画策定の視点

(1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、決して許されるものではないという認識のもと、本計画では、「DV防止・予防」と「被害者支援」に重点を置き構成します。

(2) DV防止・要望や被害者支援の施策の推進にあたり、庁内関係部署の連携強化、県や関係機関及び民間団体等との相互連携・協働は不可欠です。

(3) DVが行われている家庭の親族、特に子どもも被害者です。

(4) DV被害の実態を十分に理解し、被害者の立場に立ち、被害者の意思を尊重し、安全・安心な生活を営むことができるように、切れ目のない支援に取り組みます。

(参考)

※「DV防止法」とは

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の略称。

夫（妻）や恋人による暴力から被害者を保護することを目的とした法律。男性・女性の別は問わず、被害者は裁判所に保護命令を申し立てることができ、それに違反した加害者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

平成13年（2001）4月成立。平成16年（2004）12月、平成20年（2008）1月に、改正DV防止法が施行され、保護命令の対象が拡大された。「配偶者暴力防止法」ともいう。

7. 重点目標

重点目標（1）

暴力を許さないまちづくりに関する意識啓発と情報提供

【現状と課題】

DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、暴力の問題に関する認識は高まりつつあります。市民一人ひとりが正しい理解を深め、暴力の防止と被害者への支援が求められています。

市民アンケート（平成26年度実施）によると、年に数回（3.1%）、週に1回以上（0.5%）という頻度で、女性が配偶者等から「命の危険を感じるぐらいの暴力を受けた」という回答もあり、激しい暴力が日常的になっているような憂慮される事態もあります。

早期発見や支援につなげるためにも、具体的にどのようなことがDVに該当するのか等、なお一層の意識啓発と情報提供を行っていく必要があります。また、子ども、高齢者、障がいがある人等は、それぞれに異なる背景や事情を有することから、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが求められています。

【推進項目】

(1) 市民への広報・啓発の推進

- ①DVやセクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力の背景には、性別による固定的な役割分担意識、経済力の格差や上下関係など、今日の男女の置かれている社会状況や女性差別意識が根付いた社会的・構造的問題が考えられます。
- ②DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力を未然に防止するため、「女性に対する暴力をなくす運動」の展開、広報・啓発活動を推進します。
- ③早期発見や支援につなげるためにも、具体的にどのようなことがDVに該当するのか等、なお一層の意識啓発と情報提供を行っていく必要があります。
- ④DVをなくし、暴力防止への理解を市民に広く促すためには、さまざまな機会をとらえて幅広い普及啓発を行う必要があります。また、家庭や地域社会、学校教育、幼児教育の場で、命の大切さや人を思いやる心を養う教育を行い、お互いを尊重し、DVを許さない社会づくりを進めて行くことが重要です。

(2) 若年層に対するDV防止の啓発の推進

- ①中・高校生及び大学生等の若年層を対象に、デートDV防止に関する広報・啓発活動を進めます。

②デートDVは、結婚後のDVにもつながる恐れがあることから、予防教育や情報提供が重要と考えます。

③若年層を対象に暴力によらない問題解決の方法が身につくよう、予防啓発、教育・学習の充実に努めます。

(3) 加害者にならないための意識啓発の推進

①DVを予防するには、被害者にも加害者にもならないための対策が必要です。特に、加害者になるのは男性が多いことから、男性向けのDV予防の意識啓発に努めます。

(4) 高齢者、障がいがある人、外国人に配慮した情報提供

①DV被害者には、高齢者や障がいがある人、外国人も含まれ、コミュニケーションがうまく取れない場合があります。関係機関との連携で、外国語版や点字版など障がいの有無・年齢・国籍に関わらず誰もが安心して、早期に情報を受け取れるような取組みが必要です。

(5) 災害時におけるDV防止の啓発の推進

①災害時には、避難先での不自由な生活環境の中、不安やストレスを抱え、DVが顕在化しやすい傾向があります。避難所等でもDVを予防するための取組みが必要です。

重点目標(2)

DV被害者発見のための連携や相談体制の充実

【現状と課題】

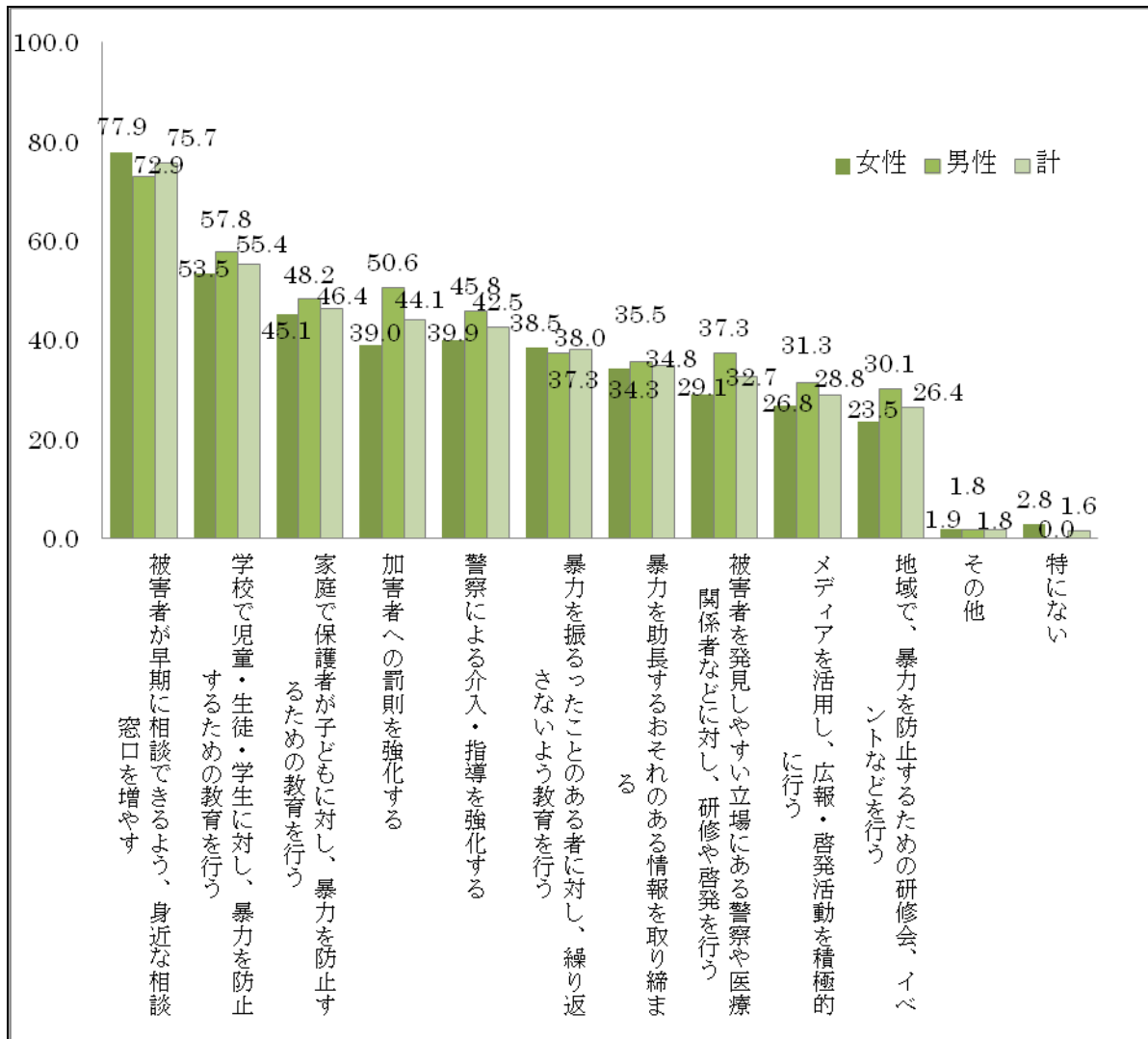
DVは配偶者やパートナーなどの親密な間柄で発生するため、暴力が潜在化しやすく、また、周囲からも個人や家庭の問題として過小にみなされる傾向にあります。このため、周囲の人達が気付いたり、被害者が相談したりするまでに被害が拡大するおそれがあることから、早期発見が重要になります。

被害者の早期発見のためには、市民に対しDVに関する啓発と相談窓口の周知を行うとともに、DV被害を発見しやすい立場にある医療機関や、保健、福祉、教育機関との協力・連携体制が必要です。DV防止法第6条で、DV被害者を発見した者は、その旨を通報するよう努めなければならないとされています。

市民アンケート(平成26年度実施)によると、被害者が早期に相談できる身近な相談窓口の確保を求める声が、約8割と高い数値となっています。

このようなことから、不安を抱えたDV被害者が安心して相談できるためには、相談窓口の周知とともに、適切に情報が提供できる体制の充実が求められています。

○女性に対する暴力をなくす方法（※市民アンケート結果から）



資料：市民アンケート結果

【推進項目】

(1) DV被害者の発見通報体制の整備

- ①被害者の早期発見のためには、市民に対し、DVに関する啓発を行うとともに、相談に対する体制の整備や通報がしやすい体制の整備を図ります。
- ②DV被害を発見しやすい立場にある医療機関や、保健、福祉、教育機関との協力・連携体制の整備を図ります。
- ③DV被害、虐待被害などを早期に発見するために教職員、保育士、保護者等に対して被害者保護の正しい理解や通報の義務について啓発します。

(2) 安心して相談できる体制づくり

- ①DVの相談件数は、平成21年度以降、急激に増加しています。鹿島市では、平成23年度からDV相談窓口を設置し、DVを含め、当人が抱える様々な問題や悩みについて、相談員等による電話相談や面接相談を実施しています。
- ②市民アンケート（平成26年度実施）では、被害者の約8割が誰にも相談できずに我慢していたと回答しています。どこに（誰に）相談してよいかわからなかったという回答もあり、引き続き、相談窓口の周知を図る必要があります。
- ③市民が広くDV相談の窓口があることを知っていただくために、チラシ等による広報、ホームページ等の掲載等により周知を行います。
- ④男性、女性が人目を気にすることなく情報を受け取れるよう、相談窓口の周知に努めます。
- ⑤DVにより、被害者は孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手する機会も制限されている場合が少なくありません。DVについて悩みを抱えながらも支援を求められずにいる潜在的被害者に対する相談窓口の周知に努めます。

(3) 相談員の資質向上

- ①相談内容が複雑化・多様化していることから、複合的な支援が求められており、DV被害者の相談、支援に携わる職員の専門知識の習得や研修の充実に努めます。
- ②県や配偶者暴力相談支援センター主催の実務者研修に積極的に参加し、適切な相談支援が実施できるよう相談員の技術向上に努めます。
- ③DVの二次被害を防ぐために庁内関係課等が相互に情報を共有するとともに、関係職員の資質の向上に努めます。

(4) 高齢者、障がいがある人、外国人に対する相談体制の充実

- ①DV被害者には、高齢者や障がいがある人、外国人も含まれ、コミュニケーションがうまく取れない場合があります。事前の相談体制の整備や、関係機関との連携等により、誰もが安心して相談できる体制が必要です。

(5) 男性からの相談に対する体制づくり

- ①市民アンケート結果（平成26年度実施）では、件数は少ないものの男性もDVの被害にあっています。内閣府が平成23年度に行った「男女間における暴力に関する調査」でも、男性の約5人に1人が配偶者からの被害経験があることが分かっています。

- ②女性からの相談に対する支援体制は整備が進み、相談件数も増加傾向にありますが、男性からの相談に対する体制の整備は進んでいません。
- ③男性が加害行為に悩むケースもあることから、男性からの相談に対する受入体制づくりに努めます。

重点目標（3）

DV被害者の安全確保及び自立支援の体制づくり

【現状と課題】

被害者とその子ども等の安全確保は第一の優先課題であり、関係機関は連携・協力しながら、それぞれに求められる役割を的確に果たす必要があります。

被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合や、着の身着のまま家を飛び出し、助けを求めてくることもあり、被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくありません。そこで、配偶者暴力相談支援センター、警察等関係機関の間で、連絡体制や加害者からの追跡への対応等について、情報の共有と情報管理の徹底に努めなければいけません。

被害者は、自立に向けて様々な問題や悩みを抱えていることから、早い段階での相談や早期自立につながるよう被害者が求めている支援を充実していき、被害者に寄り添った相談から自立に向けた支援につなげる施策が求められています。

【推進項目】

（1）保護体制の充実

- ①被害者が緊急的な避難を要することも考えられる場合には、避難場所の提供や必要に応じた同行支援の実施による安全確保が必要です。
- ②相手の反応が怖かったからという理由で保護命令を申し立てない人や、保護命令制度を知らなかった人も少なくありません。家を出たあとに相手からの追跡や嫌がらせを受ける場合もあり、家を出たあとも被害者の安全が脅かされている現状があります。このことから、夜間、休日等の閉庁時も含め、被害者等の安全確保を常に考慮することが大切です。

（2）個人情報保護の徹底

- ①被害者の情報については、加害者に漏洩することのないよう、被害者情報の保護・管理の徹底が必要です。
- ②被害者やその同伴する家族の安全を脅かすことがないよう、警察と連携し、被害者の安全を確保することが必要です。あわせて、相談員等支援者にも加害者からの問合せ

もあることから、被害者と相談員等支援者の安全確保に十分配慮しなければなりません。

③関係各課と個人情報の保護を念頭に連携を図り、情報管理の徹底に努めます。

(3) DV被害者の生活再建への支援

①被害者が保護されてから自立するに至るまで、住居の確保や就業及び子どもの就学や心身のケア等、必要な支援が多岐にわたるため、被害者自身が適切に問題を解決できるよう切れ目なく支援を行う必要があります。

②あわせて、被害者は、離婚や子どもの親権の確保など、法的問題を抱えているケースもあります。無料法律相談などを利用し、離婚調停手続きなど被害者が抱える問題の解決に導き、自立に向けた支援を行います。

③被害者の状況やニーズに応じて各種制度を活用することができるよう適切な情報提供や手続き支援を行うとともに、自立促進のための施策など、それぞれの状況に応じ、きめ細かく継続的な支援をしていきます。

(4) 子どもへの支援

①DVがあった家庭に育った子どもは、暴力を見聞きしたり、虐待を受けたりと、少なからず自らも影響を受けています。心のケアや発達について、被害者と一緒に考え寄り添う支援が必要です。

②被害者の子どもの安全確保については、加害者への対応方法を明確にし、学校や保育所等との連携をさらに強化することが望まれます。

③被害者の子どもの就学については、就学事務担当窓口における情報の取り扱いに配慮する必要があります。

第5章 推進体制

1. 推進体制の充実
2. 協働による推進
3. 国・県・近隣市町との連携
4. 企業等との連携

第5章 推進体制

本計画の推進については、市民、事業者及び鹿島市が、男女共同参画社会を理解しその重要性を認識するとともに、積極的に取り組むことが必要です。鹿島市は推進体制を強化するとともに事業所やCSOとの連携・協働も強化する必要があります。

また、市民、事業者は男女共同参画の推進に寄与するよう努め、鹿島市が行う施策に協力するものとします。

1. 推進体制の充実

○男女共同参画社会の実現のために、調査及び検討を行い、計画を推進します。

○男女共同参画に関する関係各課の連携の充実を図り、施策を効果的に推進します。

○市役所内部における男女共同参画に関する取り組みを推進し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」といった男女がともに働きやすい職場環境づくりに努めるとともに、市役所内部における男女共同参画の意識改革を促進し、その視点に立った施策を推進します。

2. 協働による推進

○施策の推進にあたっては、市民、事業者の取り組みを後押しして、市民との協働により男女共同参画を進めます。

3. 国・県・近隣市町との連携

○国・県・他市町の動向を注視して情報交換に努め、整合性を保ちながら効果的な施策を展開します。

4. 企業等との連携

○労働分野における男女共同参画の推進を図るために、事業者と連携を図り、協力を求めます。

参考資料

○関係法令

- ・男女共同参画社会基本法
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（案）
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

○委員等名簿

- ・鹿島市男女共同参画プラン策定委員会（委員等名簿）

○鹿島市民アンケート調査報告書 ……※別添資料

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第百四十五回通常国会

小渊内閣

改正 平成十一年七月一六日法律第一〇二号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊か

で活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨と

して、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及

び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定す

る者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他

の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

第一八七回

閣第二二号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応していくためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じて、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、相互の協力の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役

割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境を整備することにより、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前各号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその

実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

7 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項及び第五項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第六項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期

間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十六年法律第▼▼号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第六項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女

性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第六項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援

するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有

し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十六年法律第▼▼▼号）

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十六年法律第▼▼▼号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
--------------	--

理 由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第百五十一回通常国会

第二次森内閣

改正 平成一六年六月二日法律第六四号

同一九年七月一日同第一一三号

同二五年七月三日同第七二号

同二六年四月二三日同第二八号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に

対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支

援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。

以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支

援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（平一六法六四・追加）

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消

された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的^{しゆう}羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであ

って、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。））、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所に

もすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規

定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することができない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費

用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認められる者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（平二五法七二・追加）

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係に
-----	-----	---------------------

		ある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

鹿島市男女共同参画プラン策定委員会 委員名簿

任期 平成26年3月25日～平成27年3月31日

○委員

所	属	氏 名	備 考
市民代表	人権擁護委員	宮津 彰子	委員長
	祐徳自動車	馬場 直昭	副委員長
	農業委員会委員	田中 久子	
	ことじ保育園園長	池田 厚子	
	商工会議所青年部	西 一郎	
鹿 島 市	教育総務課	江頭 英喜	学校教育係長
	生涯学習課	峰松 正典	社会教育係長
	福祉事務所	高本 智子	社会福祉係長
	商工観光課	中尾 勝徳	商工労政係長

○事務局

所	属	氏 名	備 考
人権・同和対策課	課 長	打上 俊雄	
	課長補佐	梅崎 和夫	
	係 長	林 圭一郎	

○アドバイザー

所	属	氏 名	備 考
生涯学習課	社会教育指導員	中野 百枝	
	社会教育指導員	松浦 勉	
	社会教育指導員	霜村 満	



鹿島市イメージキャラクター

かし丸くん

かしま男女共同参画プラン II

(平成 27 年 4 月)

〒849-1312

佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1

鹿島市役所

教育委員会 教育総務課、生涯学習課
市民部 福祉事務所、保険健康課
産業部 商工観光課
総務部 人権・同和対策課（事務局）

TEL 0954-63-2126（人権・同和対策課）

FAX 0954-63-2129（総務部代表）